

中古電気製品が買えなくなる電気用品安全法に反対します

http://antipse.org/

電気用品安全法とは

2001年4月より施行された、電気製品に対する安全基準の法律です。危険度の高い特定電気用品は特定の検査機関で検査を受けPSEマークを表示しないと販売できなくなりました。特定以外の電気用品(一般家電はこちらに含まれる)も、国の定める基準の自主検査によりPSEマークを表示しなければ販売できません。なおパソコンおよびパソコンの周辺機器、電話機などの通信機器など適用されない製品もあります。

このPSEマークは届け出をした輸入業者か製造業者のみ表示する事ができます。つまり販売業者は表示する事ができないのです。

この法律は電気製品により猶予期間があり、それぞれ5年、7年、10年と分けられています。そして2006年3月31日に5年の猶予期間がおわります。一般の家電製品、ゲーム機、オーディオ機器、電子楽器など私たちになじみの多い製品はほぼこの5年の猶予期間です。

電気用品安全法の問題点

ではなぜこの電気用品安全法が問題なのでしょうか。もち ろん電気製品の安全を確保する事自体は大切な事です。 しかしこの法律により様々な弊害が産まれてしまうのです。

一番大きな問題は PSE マークのない中古電気製品を購入・ 販売・下取りができなくなってしまう事です。

例えばリサイクルショップ、アンティークショップ、質屋などの中古電気製品を扱っている店舗。また中古オーディオショップ、中古楽器店などビンテージ音楽機材を扱っている店舗、そして中古ゲーム機を扱っているゲームショップなどは今大打撃を受けています。なぜならそれぞれの店舗がかかえている電気製品は PSE マークがついていない

ものが多いため、販売する事ができなくなるからです。 (少なくとも 2001年4月以前の製品には PSE マークはついていない) 無論、 PSE マークのついていない電気製品の下取りも行わないでしょう。

むろん販売業者ですので PSE マークを自分でつける事は できません。もうすでに一部の事業者は事業撤退、廃業を 余儀なくされています。

過去の資産を利用できない、またリサイクルの観点から、 消費者にとっても大変不利益をもたらします。

一人暮らしを始める大学生は中古の家電製品で費用を押さえる事が難しくなります。ゲームが好きな人は中古のゲーム機の売買が難しくなります。オーディオが趣味の人はレコードプレーヤー・アンプなど過去の名機たちを入手しづらくなります。バンドをやってる人は、ビンテージのオルガン・ピアノ・シンセサイザー・アンプなどを買う事が難しくなります。

さらに問題なのはこの重要な法律が猶予期間ギリギリになるまで、広く国民に知らされていない事です。

オークションなどの個人取引について

インターネットオークションなどの個人取引については、 不要品を処分するという意味合いにおいて規制から外れる ようです。ですが反復して販売したり、取引額が多ければ 事業者として規制の対象をうけてしまう可能性があります。 経済産業省に問い合わせたところ、今のところ個人取引と 業者取引を分ける指針は無いという事です。